

○飯塚市陶芸教室事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第72号

改正 R2-74、R5-26

(目的)

第1条 この告示は、陶芸を通して高齢者の希望と能力に応じた生産又は創造的活動を行い、老後を健康で豊かな生きがいのあるものとすることを目的とする。

(R2-74一改)

(事業内容)

第2条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 陶芸の生産又は創造的活動に必要な講習会の開催
- (2) その他必要な事業

(R2-74一改)

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。但し、世代間交流を目的として同条第1号に規定する当該高齢者以外の者を対象とすることを妨げない。

- (1) 市内に居住するおおむね60歳以上の者。
- (2) この事業の受講期間が通算して10年に満たない者。

(R5-26一改)

(受講申込)

第4条 この事業の受講希望者は、陶芸教室受講申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(R2-74一改)

(受講者の決定)

第5条 市長は、申込書を受理した後、速やかに受講の可否を決定し、その結果を受講希望者に通知するものとする。

(R2-74一改)

(実施期間)

第6条 この事業の実施期間は、1年間とする。ただし、1年以内の短期講習を実施することができるものとする。

(R2-74一改)

(実施時間)

第7条 この事業の実施時間は、別表のとおりとする。ただし、作業内容又は状況により時間を変更することができる。

(R2-74追加)

(実施場所)

第8条 この事業を行う場所は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 飯塚市伊川82番地45
- (2) 施設名 飯塚市シルバー陶芸教室

(R2-74一改、繰下)

(受講料)

第9条 受講料は、別表のとおりとする。

(R2-74一改、繰下)

(運営)

第10条 この事業の運営については、他の適当な団体に委託することができるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(R2-74一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市シルバー陶芸教室実施要綱(昭和61年)(次項においてこれを「合併前の要綱」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年4月1日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月24日 告示第74号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月9日 告示第26号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条、第9条関係)

(R2-74全改、R5-26一改)

実施時間(1月当たり)	受講料(1月当たり)
12時間	4,800円
6時間	2,400円
2時間半	1,200円